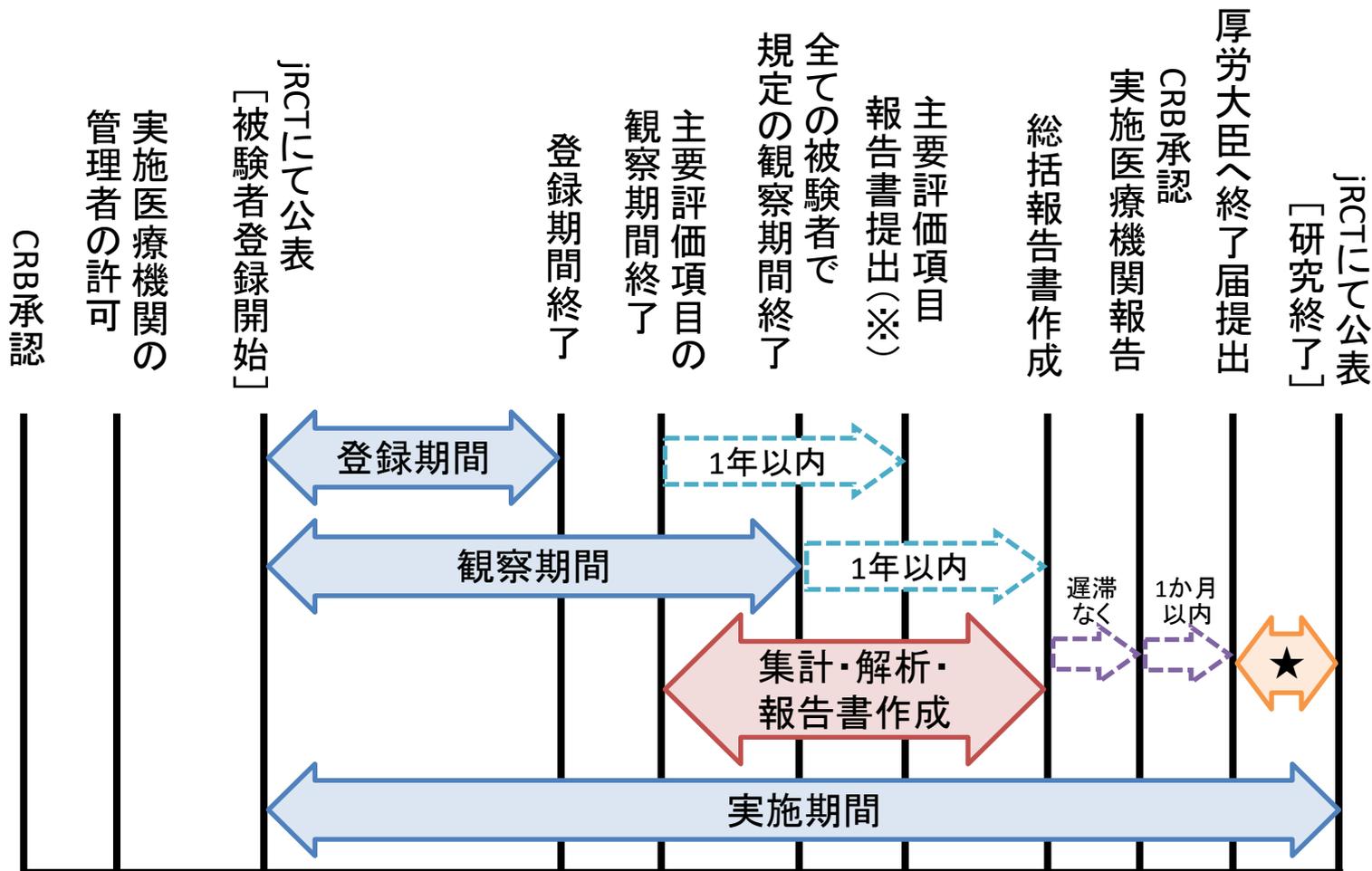


# 臨床研究法における研究実施期間の考え方



※主要評価項目報告書及び総括報告書を作成する時期が同時期の場合は、総括報告書の作成により主要評価項目報告書の作成をしたものとみなす。

★当該研究成果を論文等で公表する場合には、認定臨床研究審査委員会(CRB)に論文投稿中の旨を報告した上で、当該論文等の公表後に主要評価項目報告書又は総括報告書の概要の公表としても差し支えない。ただし厚生労働大臣への届出・報告は期限内に行い、その際に公表時期について申し出ること。この場合は、終了届書を地方厚生局へ提出し受理された(厚生労働大臣に提出し承認された日)時点で終了とみなすため、研究期間の延長にはならない。